

IV 推進体制について

1 豊の国8020運動推進協議会

県では、平成4年度に「豊の国8020運動推進協議会」を設置しました。協議会は、歯科保健に携わる各関係機関の代表者により構成されており、県内の歯科保健に関する現状把握、課題の検討、情報交換等を行い、事業の推進体制について協議を行っています。

本計画に基づく歯科保健事業の進行管理も本協議会が役割を担います。あわせて本計画の内容についても適宜見直しを行い、必要に応じて本協議会の中で内容の修正、改定等を行いながら、歯科保健事業を推進していくこととしています。

2 各専門部会

豊の国8020運動推進協議会には、専門部会を置くことができると規定されています。

現在、下記の2つの専門部会があり、それぞれにおいて各関係機関から成る委員で協議を行いながら事業を推進しています。

① 障がい児・者歯科保健検討部会

障がい児・者が住み慣れたところで、生涯安心して生活が送れるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、障がい児・者歯科保健支援体制の整備を行うため、情報交換、施策の方向性について検討、協議を行います。

② 在宅歯科診療検討部会

寝たきり等で通院による歯科診療を受けにくい状況にある人びとが、在宅で必要な歯科診療や口腔ケアを受けることができ、住み慣れたところで生涯安心して生活がおくれるよう保健・医療・福祉の連携のもと、在宅歯科診療の支援体制の整備を行うため、情報交換、課題の検討、事業計画等についての協議を行います。